

大規模商業施設・病院・金融施設の立地及び休廃止について

本市では、平成30年4月1日に、都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画（以下、本計画）」を公表しました。

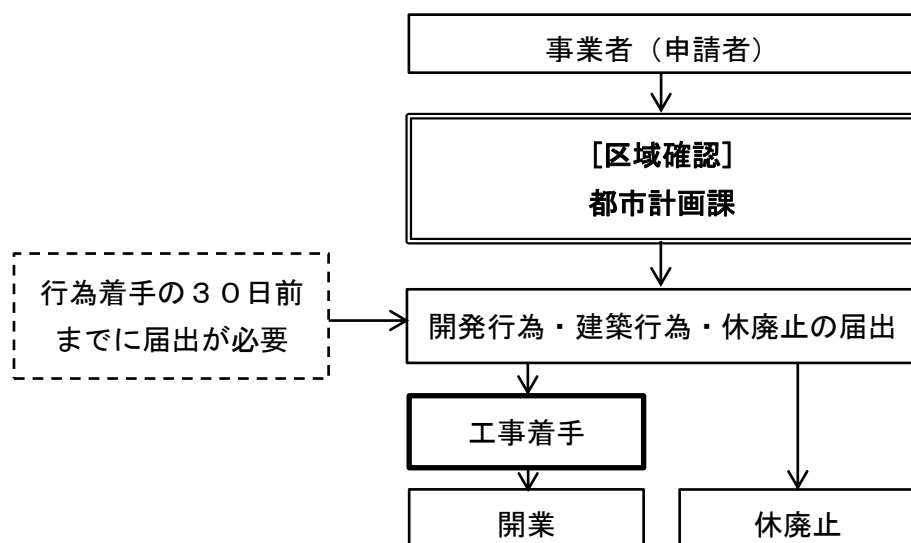
本計画は、人口減少が見込まれる中、将来に渡って持続可能なまちづくりに向けて、住宅と都市機能増進施設の立地の適正化を図るために策定されたものであり、市街地の範囲や都市機能の立地をコントロールしながら、人口減少社会に耐え得る住みよいまちづくりの実現を目指すものです。

本計画の公表に伴い、誘導施設の整備動向を把握するため、都市機能誘導区域で以下に該当する行為は届出が必要となります。

I 対象となる区域・行為

対象となる区域	都市機能誘導区域		
対象となる施設 (誘導施設)	商業施設 (床面積が3,000㎡を超える商業施設)	病院 (内科または外科を有するもの)	金融機関 (窓口のある銀行その他これらに類するもの)
対象となる行為	都市機能誘導区域の外で以下の行為を行う場合		
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 開発行為 <ul style="list-style-type: none"> ・ 誘導施設を有する建築物を建築する目的で開発行為を行う ■ 開発行為以外の建築行為等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 誘導施設を有する建築物を新築する ・ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする ・ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする 		
	都市機能誘導区域の内での以下の行為を行う場合		
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 休廃止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記施設を休止又は廃止する行為 		
届出の期日	行為着手の30日前までに届出		

II 手続きの流れ



問い合わせ先：宗像市 都市建設部 都市計画課 都市計画係 TEL 0940-36-1484